

タイヤショベル賃貸借仕様書

1. 用途

発注者が賃借を受ける本件車両は、主に納入場所における植木剪定枝処理場にて、集積した植木剪定枝の押上げ、粉碎車両投入台への移送、生産堆肥を貨物車両への積載作業等の他、付帯作業に使用するものである。

2. 受注者の資格要件

- (1) 受注者は、入札日以前の過去5年以内に、官公庁による指名停止処分及び、法令違反による行政処分を受けていてはならない。
- (2) 受注者は、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。）及び、逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号。）で定める、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等に該当してはならない。

3. 物件及び数量

タイヤショベル（ミニホイールローダ）：1台

4. 所有権

物件の所有権は、受注者に帰属するものとする。

5. 賃貸借形態

レンタル方式

6. 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで。

7. 納入物件の仕様等

- ・労働安全衛生法に基づく「小型車両系建設機械運転技能特別教育修了」資格にて運転操作が可能な車両とする。

(1) タイヤショベル

- ①機体質量：3トン未満
- ②バケット容量：0.4 m³以上
- ③バケット全幅：1,550mm 以上
- ④常用荷重：640 kg 以上
- ⑤運転席キャブ使用、エアコン装備
- ⑥トルクコンバーター式

- ⑦ディーゼルエンジン式（使用燃料：軽油）
 - ⑧エンジン最大出力：（グロス：kw/min⁻¹） 18/2,000 以上
 - ⑨シングルタイヤとし、全輪ともノーパンクタイヤ装備とする。
 - ⑩構内専用のため登録ナンバーは不要とする。
 - ⑪国土交通省排出ガス対策建設機械 3 次基準適合車両であること。
 - ⑫国土交通省超低騒音型建設機械適合車両であること。
 - ⑬日立建機株式会社製「ZW30-5B」と同等性能以上を有するもの。
- (2) 受注者は、契約後速やかに物件の仕様について打合せを行うものとし、詳細な仕様は、発注者の指示によるものとする。

8. 納入場所

逗子市池子 4 丁目 956 番地

（逗子市環境クリーンセンター内 植木剪定枝処理場）

9. 納入期限及び、納入・引揚げ費用並びに、納入・引揚げ方法等

- (1) 納入期限は令和 7 年 7 月 1 日（火）午前 9 時までとする。
- (2) 納入及び、契約解除後の物件引揚げ日時は、事前に発注者、受注者双方で協議のうえ決定するものとし、納入及び、引揚げに関する費用等は受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、納入時に積載車両等を使用する場合は、過積載をしてはならない。
- (4) 受注者は、道路交通法、道路運送車両法、排ガス規制、速度抑制装置取付け、その他、法令等に違反する車両を使用してはならない。
- (5) 受注者は、納車時に大型車両を使用する場合は、センター接続路である県道 205 号線が大型車通行禁止区間のため、事前に管轄警察署より通行許可を受けるものとし、当該区間を通行する際は、前面窓に当該許可証を外部から容易に確認できるよう確実に掲示するとともに、同許可証に記載の注意事項を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、納入場所までの搬出入路は、急勾配かつ幅員が狭いため、納入に際して支障が生じないように留意するものとし、納入場所への搬出入可能な寸法・規格の運搬車両等を使用しなければならない。
- (7) 発注者は、受注者の納入、引揚げ時における事故、違反については一切の責めを負わない。

10. 燃料費の費用負担

物件使用に係る燃料費は発注者の負担とする。

11. 損害保険の付帯

- (1) 受注者は、受注者の負担により、物件に契約期間中有効な、自動車損害賠償責任保険及び、任意保険として対人賠償 1 名当たり 1 億円以上（免責額：1 事故 1,000 円以下）及び、対物賠償 1,000 万円以上（免責額：1 事故 3 万円以下）の損害保険を付帯していなければならないものとし、納車時に保険加入証明書類の写しを発注者に提出するものとする。
- (2) 物件の運転者は限定しないものとする。

12. 保守点検、特定自主検査の実施及び、故障時、緊急時の体制

- (1) 受注者は、物件の状態を常時良好に保つため、適宜保守点検、整備、消耗品交換等を実施するものとし、その費用は受注者の負担とする。また、点検等を行う日時等は、事前に発注者、受注者双方で協議のうえ決定するものとする。
- (2) 受注者は、労働安全衛生規則第 151 条の 21 に定める特定自主検査を実施するものとし、その費用は受注者の負担とする。また、検査を行う日時等は事前に発注者、受注者双方で協議のうえ決定するものとする。
- (3) 受注者は、物件の故障時、緊急時には、迅速に対応できる体制を確立していなければならないものとする。

13. 賃借料

- (1) 賃借料は、納入期限までに物件を納入したのものとして、令和 7 年 7 月 1 日から生じるものとし、毎月末締切の翌月払いとする。
- (2) 受注者は、契約単価により算定した金額に、消費税法の規定に基づく消費税及び地方消費税の額を加算して請求するものとする。この場合において、その合計額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (3) 発注者は、前項により正当な支払請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、これにより難しいときは、45 日以内とする。

14. 安全管理

- (1) 受注者は、納入場所内において事故が発生したときは、直ちにけが人の救護及び、二次災害防止措置を行い、発注者に口答にて報告し、その後、書面により報告しなければならない。
- (2) 受注者が、発注者の施設、車両又は第三者等に損傷、被害を与えた場合

は、受注者の責任と負担において原状復旧しなければならない。原状復旧ができない場合は、その損害を賠償しなければならない。

15. その他

- (1) 受注者は、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。）及び、逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号。）の他、関係法令等を遵守し、本業務を履行しなければならない。
- (2) 受注者は、業務上知り得た秘密事項及び、個人情報等を他人に洩らしてはならない。
- (3) 発注者は、本業務内容について市民等に公表できるものとし、受注者は、これに同意するものとする。
- (4) 受注者は、納入場所内では、車内も含め全面禁煙とする。
- (5) 発注者は、受注者の行う業務が、この仕様書に適合にしないと認めたときは、受注者に対し適合するよう指示することができる。この場合において、受注者は発注者の指示に従わなければならない。
- (6) 本契約について疑義が生じた場合は、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者で協議のうえ定めるものとする。